



完成間近の北星園新園舎

# 幌延町立北星園の 民営化について

幌延町では、幌延町立北星園の民営化について、「幌延町立北星園法人化審議会」を設置し検討を進めてきました。

7月22日に審議会より提言を受けましたので、その提言内容と民営化についての幌延町の考え方について紹介します。

## 民営化の背景について

社会福祉事業では、平成12年の社会福祉法改正の中で社会福祉法人を福祉サービスの中核と位置づけており、現在では社会福祉法人が施設サービスにおける主体的な役割を果たしています。また、制度改正等により利用契

約制度や市場原理（利用者のサービス選択権、民間事業者の参入拡大など）が導入され、限られた財源の中で質の高いサービスの提供が求められています。

このような時代の流れにあつて、柔軟、迅速かつ効率的な取り組みや新たな福祉サービスへの取り組み等といった点で、公立より社会福祉法人のほうが優位性を発揮できることから、施設の管理運営を民間に委ねる傾向にあります。

## 審議会の設置と経過について

平成17年に策定された

第4次幌延町行政改革大綱「幌延町自律プラン」の中で、北星園の民営化が行政改革推進の重点項目として取り上げられ、町長は平成19年12月議会において「北星園の民営化を検討していきたい。」と表明しております。

この表明を受け、平成20年10月に学識経験者等の意見を反映させるための審議会を設置し、9ヶ月間にわたり、北星園の運営に関する事項など民営化に向けて検討、審議をしてきました。

この審議会は、学識経験者、社会福祉団体、北星園保護者会、公募等からの委員8名で構成され、田中徹男氏が委員長に選任されています。

## 審議会の提言内容について

審議会の審議の結果がまとまり、7月22日に田中委員長が町長室を訪れ、

提言書を町長へ手渡ししました。

提言内容は次のとおりになっています。

### ○幌延町立北星園の民営化について

北星園を取巻く環境の変化、職員（人材）の確保、行財政上の制約等の課題に対応するため、総合的に検討・審議した結果、利用者サービスの中心的担い手として社会福祉法人が管理運営することが適当であり、民営化が望ましい。

民営化の形態については、現在進めている施設改築の財源が、公設に認められる起債を使用していることから公設民営方式となり、施設の設置者は幌延町、管理運営については地方自治法第224条の2に規定する「指定管理者制度」の導入により社会福祉法人が行うのが適当であると考える。

○指定管理者制度への移行年度について